

権利関係 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
367	肢3 1行目	<u>第三者との関係でも無効となる。</u>	<u>善意の第三者との関係では無効とならない。</u>

法令上の制限・税その他 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
502	肢4 1行目	賃貸借の存続期間については、民法上は20年を超えることができないこととされているが、農地の賃貸借については、50年までの存続期間が認められる。	賃貸借の存続期間については、農地の賃貸借については、50年までの存続期間が認められる。
503	肢4 2行目	農地法では、民法の規定と異なり、農地の賃貸借の存続期間は、50年を超えることができず、契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年となります（農地法19条、民法604条）。なお、民法では、賃貸借の存続期間は20年を超えることはできません。	民法の規定により、農地の賃貸借の存続期間は、50年を超えることができず、契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年となります（民法604条）。なお、民法では、賃貸借の存続期間は50年を超えることはできません。